

様式1号

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

代表執行役社長 福島 和宏 殿

情報通信利用促進支援事業費補助金
(令和4年度利用者向けデジタル活用支援推進事業(全国展開型))
公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

必須入力項目に漏れがある場合は提出できません

記番号有無		記番号		
記入日				
法人番号				
申請事業者の名称				
法人格		法人格の位置	前	後
事業者名称 ※1. 正式名称でご入力下さい ※2. 法人格以外をご記入ください				
代表者氏名				
氏(かな)		名(かな)		
氏(漢字)		名(漢字)		
住所				
郵便番号		都道府県		
市区町村				
市区町村以下				

申請者の概要、応募資格、事業計画

1.申請者[間接補助事業者]の概要			
担当者名			
氏(かな)		名(かな)	
氏(漢字)		名(漢字)	
担当者情報			
所属		役職	
住所			
郵便番号		都道府県	
市区町村			
市区町村以下			
担当者電話番号		-	
担当者メールアドレス			

2.申請者[間接補助事業者]の応募資格	
①日本に拠点を有している法人(地方公共団体の申請は不可)であること	
②日本全国で事業を展開することができること	
③-1 事業を的確に遂行する組織を有していること	
③-2 事業を的確に遂行する人員を有していること	
③-3 事業を的確に遂行する施設等を有していること	
④-1 事業を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること	
④-2 事業を円滑に遂行するための資金等について十分な管理能力を有していること	

⑤ 事業終了後、会計検査対応などのために必要となる文書を適切に管理し、必要な期間保存できること	
保存予定年数	
保存場所住所	
責任者	
⑥ 総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと	
⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと	

3.申請者[間接補助事業者]の事業計画	
3-1 公募要件	
① 申請者は、50 以上の拠点及び 20 以上の異なる都道府県で講習会等を実施すること。	
実施拠点数	
都道府県数	
② 申請した各拠点は、「a)各拠点で実施する対面形式の講習会」を 30 コマ以上実施すること（相談会は含めない）。さらに事業実施期間中に、申請者は、対面又はオンライン形式による講習会等を、合計 3,000 コマ以上実施すること なお、1 コマとして計上可能な講習会等の形態は、 a)各実施場所で実施する対面形式の講習会 b)各実施場所で実施する対面形式の相談会 c)オンライン形式の講習会 の 3 種類があり、それぞれの詳細は募集要項をご参照ください。	
実施予定コマ数	
③ 申請した各拠点は、「a)各拠点で実施する対面形式の講習会」を 30 コマ以上実施すること（相談会は含めない）	
④ 申請した各拠点は、実施コマ数の 50%以上を、a)各拠点で実施する対面形式の講習会の形態とすること（相談会は含めない）	
⑤ 申請した各拠点は、本事業の執行に必要な業務を行う補助事業者が指定する「応用講座」の中から選択して講習会等を実施すること。「応用講座」のうち、「マイナンバーカードの申請方法」を必ず 1 コマ以上実施すること。さらに、「マイナンバーカードの申請方法」及び「地方公共団体が提供するオンラインサービスの利用方法または地域におけるオンライン行政手続の実施方法」以外の 4 講座について、全て 1 コマ以上の講習会（相談会は含めない）を実施すること	
⑥ 講習会等の講師は、執行団体が指定する研修を受講し、修了すること	
⑦ 講習会等の実施は、特定の組織・団体の所属の有無、特定のサービス利用有無、特定の商品の購入実績、資産の多寡、その他受講者の属性（以下「特定の属性」といいます）に関して、受講者の参加を制限する条件は設けず、誰もが参加できるものとする。特定の属性を有する受講者にのみ周知広報を行うなど、事実上、講習	

	会等の受講者が特定の属性に限られることも行わないこと	
	⑧ 講習会等の実施においては、参加者からは受講料、その他いかなる名目であっても、料金を徴収しないこと	
	⑨ 申請者及び講習会等の講師は、講習会等の実施においては、自社または他社の区別にかかわらず、営業活動とみなされる行為は行わないこと。 <営業活動とみなされる行為の例> i) 自社又は子会社が提供するサービスへの加入を講習会等への参加するための必須要件とする。 ii) 講習会等の途中で自社アプリケーションのインストールをしなければ、先に進めない設計とする。 iii) 類似のアプリケーションに比べて、自社のアプリケーションがいかに優れているかを必要以上に強調し、宣伝する。 iv) 講習会等の参加者に対し、参加の特典として、自社製品購入にあたっての割引やその他の優遇条件を提示する v) 講習会等の実施後に、講師がゼッケンを着用したままで、受講者その他の講習会等の実施会場に居合わせた者が本事業における講習会等の一環で実施しているものと容易に誤解を与えうる状況で自社製品等を宣伝する。 vi) 講習会の途中で受講者から安価な料金プランについて質問を受けたので、その場でお薦めの料金プランについて回答する。	
	⑩ 申請者及び講習会等の講師は、講習会等の実施においては、「令和4年度デジタル活用支援実施ガイドライン」等を遵守すること。 ※ 「令和4年度デジタル活用支援実施ガイドライン」においては、講習会等が適正かつ効果的に行われるために事業実施団体が遵守すべきルール等が定められています。 <講習会等において遵守すべきルールの例> i) 個人情報の取得については関係法令を遵守すること ii) 執行団体が提供する備品等（例：講師が着用するゼッケン等）を用いることにより、本事業の一環として実施される講習会等であることが外形的に容易に識別できるような環境で実施すること iii) 相談・苦情受付の責任者を置き、定期的に執行団体に相談・苦情の受付状況を報告すること 等	
	⑪ 申請者及び申請した各拠点は、執行団体の求めに応じて実施計画の実施に関する情報提供を行うこと。特に、講習会等の開催に係る情報（例：実施会場、日時、講座、予約方法、連絡先等）について、広く受講者に向けてwebサイト等における情報提供を行うとともに、当該webサイト等のURL等の情報を執行団体に提供すること。また、受講者向けの情報提供においては事業実施団体が責任をもって情報の更新を行うこと。	
	⑫ 申請者は、本事業とは別に、執行団体が「令和4年度デジタル活用支援実施ガイド	

	ライン」で指定する「基本講座」に類する内容に関する講習会を実施していること、又は、実施する計画を有していること	
	⑬ 申請者は、高齢者等に対してデジタル機器・サービスの利用方法等を適切に教えるスキルを有する講師を養成・管理する体制を適切に整備していること。また、本事業における講習会等の講師に対してこれらの養成・管理を行う計画を有していること、及び現にこれらのスキルを有する講師を多数有していること	
	⑭ 申請者は、申請した各拠点の閉鎖（移転を除く）が発生した場合、次の(1)(2)から対応を選択し、執行団体に遅滞なく申し出ること。申請時点で既に閉鎖が予定されていた場合は、(2)の対応に限る。 (1)当該拠点に係る申請内容や、閉鎖の申し出時点までの実績を他の拠点に引き継ぐ・引き継ぐ先の他の拠点が、実施拠点となっていない場合は、当初から当該拠点で申請があったものとして扱います。 ・引き継ぐ先の他の拠点が、既に実施拠点となっている場合は、当該拠点で2拠点分の条件を満たさなければなりません。 (2)当該拠点に係る申請内容を取下げ （閉鎖の申し出時点までの実績については、本事業の対象外となります）	
	⑮ 申請した各拠点は、講習会等の受講者に対して、受講後の助言・相談等の対応支援を受けるための問い合わせ先（電話番号）を明示すること	
	⑯ 申請した各拠点は、講習会等の受講者に対して、受講後の助言・相談等の対応支援を受けるための問い合わせ先（電話番号）を明示すること	
	⑰ 申請した各拠点は、講習会等の受講者より、受講日から1か月以内に問合せがあった場合、助言・相談等の対応支援を行うこと（費用計上：不可、コマ数計上：不可）。なお長時間にわたる相談、または受講日から1か月を経過していた場合等は、改めて講習会等の受講を促すこと	
	⑱ 申請者または申請した各拠点は、各拠点が所在する地方公共団体に対して、ホームページや市政だよりに講習会等の開催情報を掲載する等の方法により、講習会等の周知広報に協力するよう働きかけること	
	⑲ 申請者は、執行団体が提供した備品等の扱いについて、執行団体からの返送や破棄といった指示があった場合は、それに応じること	

様式 2 号

日 付	
-----	--

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

代表執行役社長 福島 和宏 殿

住 所	
事業者名称	
代表者名	

補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程（令和 4 年度利用者向けデジタル活用支援推進事業）第 5 条第 1 項の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

記番号有無		記番号	
法人番号			
申請者情報			
法人格			
事業者名称	例) デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー		
間接補助事業情報			
1 間接補助事業の名称	令和 4 年度利用者向けデジタル活用支援推進事業		
2 間接補助事業の目的及び内容			
3 間接補助事業に要する経費の額	千円		
4 間接補助対象経費の額	千円		
5 補助金交付申請額	千円		
6 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額	別紙（収支計画）の通り		
7 同上の額の算出基礎	別紙（収支計画）の通り		
8 間接補助事業の開始及び完了年月日	交付決定日～令和 5 年 2 月 26 日		

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽である、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上